

鳥取県告示第777号

平成25年度及び平成26年度において県が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成24年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「希望業種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 2の(2)のアからウまでに係る受付（以下「第1期受付」という。）については平成23年4月1日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に、2の(2)のエ及びオに係る受付（以下「第2期受付」という。）については平成24年4月1日から申請日までの間に、希望業種に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
- (3) 2の(1)のサ又はシに定める納税証明書に未納税額がないこと。
- (4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員等（役員、支配人及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている法人若しくは個人でないこと。
- (6) 次に掲げる登録を受けていること。
 - ア 希望業種のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録
 - イ 希望業種のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録
 - ウ 希望業種のうち補償関係コンサルタント業務の不動産鑑定の入札参加資格を希望する者にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録

2 申請手続

(1) 提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 総括表（様式第2号）
- ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）
- エ 測量等業務実績調書（様式第4号）並びに当該調書に記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務が完了したことを証する書類
- オ 役員等名簿（様式第5号）
- カ 法人にあつては、第1期受付については平成24年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度、第2期受付については平成25年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度（以下「直前1年」という。）の貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては直前1年の貸借対照表及び損益計算書
- キ 法人にあつては商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書、個人にあつては当該個人の住民票の

抄本（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

ク 1の(6)の登録を受けている場合にあっては、その登録の証明書

ケ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている場合にあっては、申請日において最新の建設コンサルタント現況報告書（同規程様式第18号）に確認印を受けた副本の写し

コ 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

サ 県内に主たる事務所を有する者及び県外に主たる事務所を有し県内に事務所又は事業所を有する者のうち、法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。シにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。シにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（いずれも第1期受付については平成24年4月1日から申請日までの間に交付され、第2期受付については平成25年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

シ サに該当しない者のうち、法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の3）、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）（いずれも第1期受付については平成24年4月1日から申請日までの間に交付され、第2期受付については平成25年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

ス 様式第1号から様式第5号まで及び提出書類一覧表の電子データ（鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>）から入手し、作成したエクセルファイルに限る。なお、ファイル形式はExcel2010以前の形式とし、光ディスク（CD-R）で提出するものとする。）

(2) 提出期間

次に掲げる期間及び時間とする。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。また、一般競争入札の参加資格を希望する者にあっては、知事が別に定める期間においても、提出することができる。

なお、知事から鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号県土整備部長通知）に基づく資格停止の措置等を受けている期間中であっても提出を妨げるものではない。

ア 平成24年11月21日（水）から同年12月28日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 平成25年3月1日（金）から同月29日（金）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

ウ 平成25年7月1日（月）から同月31日（水）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

エ 平成26年1月6日（月）から同月31日（金）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

オ 平成26年7月1日（火）から同月31日（木）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとする。

(4) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課入札制度担当（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347）

(5) その他

この告示に記載されていない事項については平成25年度及び平成26年度鳥取県測量等業務入札参加資格審

査申請手続等説明書によるものとし、当該説明書は、平成24年11月21日（水）から同年12月28日（金）までの間に鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>）から入手するものとする。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成24年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日から入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成27年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 知事が当該事実を確認した日の前日
- (2) 平成27年度及び平成28年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成27年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

別表

希望業種	測量業務	建築関係建設コンサルタント業務										土木関係建設コンサルタント業務															補償関係コンサルタント業務																											
		建築設計			設備設計			建築監理				河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上下水道及び工業用水道	農林土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	環境調査	交通量調査	経済調査	分析・解析	宅地造成	電算関係	計算業務	資料等整理	施工管理	地質調査業務	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	登記手続等				
希望業務	測量一般	地図の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	建築積算	調査	暖冷房	衛生	機械積算	電気積算	建築監理（電気）	建築監理（機械）	建築監理（電気・機械）	河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上下水道及び工業用水道	農林土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	環境調査	交通量調査	経済調査	分析・解析	宅地造成	電算関係	計算業務	資料等整理	施工管理	地質調査業務	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	登記手続等

注意事項 1 「測量業務」は、測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録がなければ希望することはできません。
 2 「建築関係建設コンサルタント業務」は、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録がなければ希望することはできません。
 3 「建築関係建設コンサルタント業務」においては、建築設計、設備設計及び建築監理の3つの免注業種区分があります。各区分におけるいずれかの業務を希望されれば、当該区分の入札参加資格が受けられます。なお、各免注区分を希望する場合は、下記いずれかの資格を有する必要があります。
 I. 建築設計及び建築監理（建築）の場合
 (1) 一級建築士
 II. 設備設計及び建築監理（電気・機械）の場合
 (1) 設備設計一級建築士
 (2) 建築設備士
 (3) 一般施工管理技士（電気・管）
 4 「補償関係コンサルタント業務」の「不動産鑑定」は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録がなければ希望することはできません。

<営業年数等>

創業	年	月	日
休業又は転(廃)業の期間	年	月	日から 日まで
現組織への変更	年	月	日
営業年数	年		
資本金	千円		

<常勤の職員数(人)>

技術職員	事務職員	計①
		役員等②
※ ②は、①の内数とする。		

<業者登録の状況>

測量	第 年 月 日	建築士事務所	第 年 月 日
建設コンサルタント	第 年 月 日	土地家屋調査士	第 年 月 日
地質調査	第 年 月 日	計量証明事業者	第 年 月 日
補償コンサルタント	第 年 月 日	不動産鑑定業者	第 年 月 日
司法書士	第 年 月 日		

<測量等業務実績高>

入札参加資格 希望業種区分	直前1年分決算	
	年 月 日から 年 月 日まで (千円)	年 月 日から 年 月 日まで (千円)
測量業務		
建築関係建設コンサルタント業務		
土木関係建設コンサルタント業務		
地質調査業務		
補償関係コンサルタント業務		
その他		
合計		

<有資格者(人)>

一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算資格者	一級電気工事 施工管理技士	二級電気工事 施工管理技士	一級管工事 施工管理技士	二級管工事 施工管理技士	一級土木施工 管理技士	二級土木施工 管理技士	測量士	測量士補	環境計量士
不動産 鑑定士	不動産 鑑定士補	土地家屋 調査士	司法書士	技 術 士								
				建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道部門	衛生工學部門	電気電子部門	機械部門	情報工學部門
技術士 地質調査	第一種電気 主任技術者	第一種電送交 換主任技術者	総務主任 技術者	RCCM	地質調査 技 士	補償業務 管理 士	公共用地 経 験 者	合 計 (延人員)	総 計 (実人員)			

記載要領 有資格者欄の記入に当たっては、技術士の建設部門については「土質及び基礎」以外の選択科目、地質調査については建設部門のうち「土質及び基礎」又は応用理學部門のうち「地質」の選択科目を選択した者を計上すること。

様式第3号

登録営業所一覧表

委任先	測量	建築関係建設 コンサルタント	土木関係建設 コンサルタント	地質調査	補償関係 コンサルタント

営業所(その1)	郵便番号	-			
	所在地				
	(フリガナ)名				
	(フリガナ)代表者職氏名	役職名	氏名		印
	電話番号			電子メールアドレス	
	ファクシミリ番号			電子入札コアシステム対応認証局 I C カード保有の有無	

営業所(その2)	郵便番号	-			
	所在地				
	(フリガナ)名				
	(フリガナ)代表者職氏名	役職名	氏名		印
	電話番号			電子メールアドレス	
	ファクシミリ番号			電子入札コアシステム対応認証局 I C カード保有の有無	

記載要領

- 1 契約権限の有無を記入し、委任状等を添付すること。「無」の場合は、原則登録しないこと。
- 2 「委任先」の欄には、申請する業種ごとに委任先として指定する主たる事務所又は営業所について記入することとし、主たる事務所を希望する場合は「1」、営業所(その1)を希望する場合は「2」、営業所(その2)を希望する場合は「3」を記入すること。なお、複数記入は認めない。

測量等業務実績調査書

(希望業種区分)

Table with 7 columns: 注文者, 元請又は下請の区分, 件名, 測量等対象の規模等, 業務履行場所のある都道府県名, 請負代金の額, 着手年月/完成年月. Includes sub-headers for 'うち' (千円) and '千円'.

(希望業種区分)

Table with 7 columns: 注文者, 元請又は下請の区分, 件名, 測量等対象の規模等, 業務履行場所のある都道府県名, 請負代金の額, 着手年月/完成年月. Includes sub-headers for 'うち' (千円) and '千円'.

(希望業種区分)

Table with 7 columns: 注文者, 元請又は下請の区分, 件名, 測量等対象の規模等, 業務履行場所のある都道府県名, 請負代金の額, 着手年月/完成年月. Includes sub-headers for 'うち' (千円) and '千円'.

記載要領

- 1 入札参加を希望する業種の別に作成することし、4業種以上登録する場合は、2枚に分けて記載すること。
2 第1期受付については平成23年4月1日から申請日までの間に、第2期受付については平成24年4月1日から申請日までの間に完了し、成果品を納入した業務について、代表的なもの(3件を限度とする。)を記載すること。
3 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば、測量の面積・精度等又は設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。
5 複数業種にまたがる契約の場合は、「請負代金の額」の欄の上限に契約の全体額を、下限に該当業務に係る金額を記入すること。この場合、当該契約に該当業務が含まれていることが確認できる書類(仕様書等)を添付すること。

役員等名簿

Table with 5 columns: 商号又は名称, 所在地, 事業主・役職名等, ふりがな氏名, 生年月日, 性別, 住所.

備考

- 1 役員等(役員、支配人(支店又は営業所を代表する者をいう。))及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。)の氏名、生年月日、性別及び住所を記載してください。
2 提出に当たっては、氏名、生年月日、性別及び住所の個人情報が3の目的のために使用されることについて、必ず当該名簿に記載されている者全員の同意を取ってください。
3 この名簿は、役員等が暴力団員であるか否かの確認のために使用し、それ以外の目的のために使用されることはありません。

平成 年 月 日

役員等が暴力団員であるか否かを確認するため、鳥取県警察本部に対して、この名簿による照会が行われることに同意します。

また、本書記載の内容は事実と相違ありません。

代表者職氏名

Ⓜ